

邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン

邑楽町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、邑楽町の公有財産及び物品売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび邑楽町における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに邑楽町の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、邑楽町に対し一切異議、苦情などは申しません。

なお、購入資格または入札参加申込資格の確認のため、邑楽町が群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、または同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）ではありません。
3. 私は、暴力団および暴力団員と関わりのある者ではありません。暴力団および暴力団員に資金等を提供し、便宜を供与し、維持運営に協力又は関与もしていません。暴力団または暴力団員等を不当に利用もしていません。当社の役員、代表者、経営に関与等している者に暴力団員等はいません。
4. 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第

147号) 第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員に該当しません。

5. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と邑楽町に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と邑楽町に認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- (9) 売却財産を暴力団の事務所その他公の秩序または善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもののために利用、提供等を行うこと。
- (10) 暴力団または暴力団員等、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員、その他犯罪組織などから依頼を受けて、当該入札に参加すること。

6. 私は、邑楽町の公有財産及び物品売却にかかわる「本ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」などの各条項を熟覧し、および邑楽町の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について邑楽町に対し一切異議、苦情などは申しません。

邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当すると認められる方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する方で、当該各号に規定する事実のあった日から2年を経過していない方

(参考：地方自治法施行令（抄）)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）】

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 邑楽町が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）
- (9) 当該物件を暴力団の事務所その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとするもの

- (10) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」といいます。）
- (11) 暴力団員等が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）であり、又はその経営に実質的に関与しているもの
- (12) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。以下同じ。）を利用したことがある者
- (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (14) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (15) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用しているもの
- (16) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- (17) (6)から(14)に規定するものの依頼を受けて入札への参加申込みをしようとするもの
- (18) 本町職員のうち法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員及び同法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (19) 提出書類に不備又は不正のある者
- (20) 参加申込み時点で未成年の者
- (21) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき邑楽町が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」といいます。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間邑楽町の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や邑楽町において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

さい。

また、売却物件については現状での引き渡しのため、入札の前に邑楽町が実施する下見会等において事前に購入希望の物件を確認してください。なお、下見会を実施しない場合は、各自で売却物件の確認をしてください。下見会等を欠席した場合やこれを実施しない場合は、いずれも売却物件の確認をしたものとみなします。そのほか、法令上の規制等についても関係機関に確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、邑楽町のホームページより「公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）」および「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」といいます。）を添付のうえ、邑楽町財政課に送付または持参してください（郵送の場合は申込締切日の消印有効）。

また、参加者が法人の場合は、邑楽町のホームページから「法人等役員等一覧表」を印刷し、必要事項を記入後、申込書に添付してください。

なお、申込書に記載する申込者は契約者です（売却システムの参加者情報と異なる場合がありますので注意してください）。

【必要書類】

※動産・自動車の場合

- ① 個人の場合：住民票の写し、印鑑登録証明書の写し、マイナンバーカード（表面）の写し、運転免許証（両面）の写し、パスポートの写し、在留カード（両面）の写しのうちいずれか1通および委任状（代理人が入札する場合に限る）
- ② 法人の場合：登記事項全部証明書（履歴事項）（商業登記簿謄本）の写し及び法人等役員一覧表、委任状（代理人が入札する場合に限る）

※不動産の場合

- ① 個人の場合：住民票及び印鑑登録証明書、委任状（代理人が入札する場合に限る）
- ② 法人の場合：登記事項全部証明書（履歴事項）（商業登記簿謄本）及

び法人等役員一覧表、印鑑登録証明書、委任状（代理人が入札する場合に限る）

- ・原則として、期日までに邑楽町が申込書の提出を確認できない場合、入札することができません。
 - ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の各物件について入札保証金が必要となります。
 - ・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「銀行振込」「クレジットカード」のうちご希望の方法いずれか一つに「○（まる）」をしてください。
 - ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件毎に申込書が必要になりますが、添付書類である住民票（法人の場合は登記事項全部証明書（履歴事項）（商業登記簿謄本））、印鑑登録証明書および法人等役員一覧表は1通のみ提出してください。
 - ・邑楽町において参加申し込みの審査を行ったうえで、参加申し込みを受理します。
 - ・提出された書類などは一切返却しません。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 書類取得にかかわる費用や郵送料など入札参加に必要な費用は、申込者の負担となります。
- (8) 公有財産売却物件が自動車の場合は、再資源化預託金（通称：リサイクル料金）を売払代金に含めるか、別途納付とするか入札公告でお知らせします。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など邑楽町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額または返還を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金（公有財産売却物件が自動車の場合で売払代金に再資源化預託金（通称：リサイクル料金）を含めない場合は、再資源化預託金を併せて納付してください。以下同じです。）を納付し、邑楽町が納付の確認をした時点で、所有権は落札者に移転します（契約を締結していることを条件とします）。
- (3) 公有財産売却物件が不動産の場合、邑楽町は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。なお、登記の際に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

- (4) 原則として、公有財産売却物件にかかわる調査、不動産の土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発、建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの関係法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 公有財産売却物件が自動車の場合、引渡しに際して当該自動車の一時抹消登録を行いますので、落札者において車両検査や中古新規登録、移転登録（名義変更）などの手続きが必要となります。また、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。通称：自動車NO_x・PM法）及び関係条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認してください。
- (6) 公有財産売却物件（不動産を除く）の移転登録手続きなどは、落札者の負担で行うこととなります。
- (7) 公有財産の引渡は、公有財産が動産・自動車の場合は売払代金納付時の現状有姿で行い、公有財産が不動産の場合は売払代金納付時の現況のまま行います。

4. 用途の制限

公有財産売却の物件の用途については、契約書において、売却物件引渡しの時から起算して5年間、次に掲げる制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等の用に供してはならないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供してはならないこと。
- (3) 上記(1)及び(2)の用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸し付けること。

5. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿（法人登記事項全部証明書（履歴事項）（商業登記簿謄本））に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメ

メールアドレスを邑楽町に開示され、かつ邑楽町がこれらの情報を邑楽町文書管理規程に基づき5年間保管すること。

※ 邑楽町から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 邑楽町は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同法同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。(地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます)

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿(法人登記事項全部証明書(履歴事項)(商業登記簿謄本))の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

6. 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産(不動産)を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票(法人登記事項全部証明書(履歴事項)(商業登記簿謄本))および印鑑登録証明書ならびに共同入札者全員の住所(所在地)、氏名(名称)および持分割合を連署した申込書を入札開始までに邑楽町に提出することが必要です。なお、申込書は邑楽町のホームページから印刷することができます。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

オ. 共同入札の場合は、共同入札者全員が「第1の1. 公有財産売却の参加

条件」に定める公有財産売却の参加条件に掲げる事項のいずれにも該当しないことが必要となります。

カ. 共同入札について、誓約書で誓約した内容と相違する事実が判明した場合には、共同入札者は、当該事実に関して邑楽町が行う一切の措置について異議の申立て等を行うことはできません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録のされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿（法人登記事項全部証明書（履歴事項）（商業登記簿謄本））に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始2開庁日前までに邑楽町に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに邑楽町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、邑楽町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却物件ごとに必要です。入札保証金は、「銀行振込」または「クレジットカード」にて納付することになりますが、物件ごとに邑楽町が指定する納付方法により納付してください。売却物件ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。ただし、各物件についてクレジットカードのご利用に関しては上限

が 100 万円となっております。100 万円を超える場合については銀行振込みのみのご利用となります。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに邑楽町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をおよびSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、邑楽町のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、邑楽町財政課に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○（まる）」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）。
- ・クレジットカードと信枠の確認には入札参加申込締切日から 5 開庁日程度要します。
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、邑楽町のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書類

を添付のうえ、邑楽町財政課に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が邑楽町に到着後、邑楽町から納入通知書を送付しますので、記載事項をご確認のうえ、邑楽町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。指定する金融機関での納付が難しい場合は、邑楽町から振込口座を電子メールにより連絡しますので、インターネットバンキングによる振込、銀行窓口の「電信扱い」による振込で当該口座に入札保証金を納付してください（銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。）。

- ・原則として、入札開始2開庁日前までに邑楽町が入札保証金の納付を確認できない場合には、入札することができません。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、邑楽町が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。
- ・邑楽町が指定する金融機関については、次を参照してください(商号のみ)。

株式会社群馬銀行

株式会社足利銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社東和銀行

館林信用金庫

ぐんまみらい信用組合

邑楽館林農業協同組合

中央労働金庫

足利小山信用金庫

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○（まる）」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

落札者が契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は邑楽町に帰属し返還できませんのでご注意ください。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

契約保証金は、落札者が契約を締結するときに納付しなければならない金員です。契約保証金は、邑楽町が売却物件ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の額を定めます。入札保証金と同額です。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

邑楽町は、次の各項目に該当する入札は、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

ア. 本ガイドライン、「邑楽町インターネット公有財産売却説明書」および「入札公告」に掲げる入札参加資格のない方が行った入札

イ. 1物品につき、1人で2つ以上のログインIDを使用して行った入札

ウ. 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した方の入札

エ. 前号に定めるもののほか、本ガイドライン、「邑楽町インターネット公有財産売却説明書」および「入札公告」に規定する入札に関する条項に違反した方の入札

邑楽町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、邑楽町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却シ

システム上に一定期間公開します。

イ. 邑楽町から落札者への連絡

落札者には、邑楽町から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 邑楽町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、邑楽町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金または契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、邑楽町に連絡する際や邑楽町に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件など 1. 公有財産売却の参加条件に規定する要件に該当する者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3. 売買契約の締結など

(1) 邑楽町は、落札者に対し、落札決定の通知後速やかに町有財産売買契約書2部を郵送します。

(2) 落札者は、原則として、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければなりません。

- ・ 落札者は、邑楽町が送付する契約書2部に自署のうえ押印し（日付を記入しないこと）、また、契約書1部に契約金額（落札者が入札した金額とします。）に応じた収入印紙を貼付、消印し、2部とも邑楽町あて返送してください。なお、収入印紙が貼付された契約書を邑楽町の保管用とします。
- ・ 共同入札者が落札者となった場合は、売買契約書の契約者は、共同入札者全員となりますので、全員が連名で自署のうえ押印してください。
- ・ 落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合には、当該落札は効力を失い、落札者が納付した入札保証金は邑楽町に帰属し、返還しません。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。

(3) 落札金額等の条件により、契約書に代わり請書を徴する場合や契約書を省略する場合があります。

(4) 落札者が納付した入札保証金は、落札者からの契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書の提出に基づき契約保証金に全額充当し、また、売買契約の締結かつ落札者からの契約保証金売払代金充当依頼書の提出に基づき売払代金に全額充当します。

(5) 町議会の議決に付すべき契約について

ア. 予定価格700万円以上の物件（不動産・動産）の売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）に該当する場合は、地方自治法第96条第1項第8号の規定および邑楽町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39条例第9号）の規定により、邑楽町議会の議決に付することになります。また、売却金額が地方自治法第96条第1項第6号に該当する場合、不動産の信託の受益権の売払いも邑楽町議会の議決に付することになります。

イ. アに該当する物件を落札した落札者は、邑楽町の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結のうえ、邑楽町議会の議決を受けなければなりません。

ウ. イにより邑楽町議会に提案した契約は、邑楽町議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生することになります。

エ. イにより邑楽町議会に提案した契約が、邑楽町議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効になります。また、落札者はこのことに伴う損害について邑楽町に対して損害賠償などの請求およびその他一切の異議申し立てをすることはできません。

この場合、納付済の契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）は、全額返還します。なお、返還の方法は、落札者が指定した銀行口座への振り込みとなります。

(6) 売却の決定の取り消し

落札者が公有財産売却に参加できない者（本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件など 1. 公有財産売却の参加条件に規定する要件に該当する者等）の場合には、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金又は契約保証金は町に帰属し、返還しません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、原則として、契約の締結の翌日から20日以内に（納付期限までに
邑楽町が納付を確認できることが必要です。）売払代金の残金を一括して納付
してください。ただし、入札公告に残金納付期限を記載した場合は、入札公告
に記載された残金納付期限までに売払代金の残金を一括して納付してくださ
い。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者
に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確
認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

ア. 邑楽町が発行する納入通知書による銀行振込で納付する場合

売払代金の残金は、物件ごとに邑楽町が発行する納入通知書により邑楽町
が指定する金融機関に納付してください。なお、納付にかかる費用は、落札
者の負担となります。

邑楽町が指定する金融機関については、下記を参照してください。

株式会社群馬銀行

株式会社足利銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社東和銀行

館林信用金庫

ぐんまみらい信用組合

邑楽館林農業協同組合

中央労働金庫

足利小山信用金庫

イ. 口座振込により納付する場合

指定する金融機関での納付が難しい場合は、邑楽町から振込口座を電子メ
ールなどにより連絡しますので、売払代金の残金を物件ごとにインターネット
バンキングによる振込、銀行窓口の「電信扱い」による振込で当該口座に
売払代金の残金を納付してください。なお、納付にかかる費用は、落札者の
負担となります。

5. 入札保証金等の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。入札保証
金に利息は付しません。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、
入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の銀行口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

入札保証金には利息は付しません。

(2) 契約保証金の返還

落札者が納付した契約保証金で、売払代金に充当されない契約保証金は、売払代金全額が納付された後に返還します。

返還方法は、落札者（契約保証金還付請求書兼口座振込依頼書）が指定する落札者名義の銀行の口座への振込となります。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者が指定する代表者名義の銀行の口座となります。

なお、契約保証金の返還には、売却代金全額が納付された後4週間程度要することがあります。

契約保証金には利息は付しません。

第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

邑楽町は、次の各項目に該当する入札は、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

入札期間中にその時点における最高価格の入札を無効とした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

ア. 本ガイドライン、「邑楽町インターネット公有財産売却説明書」および「入札公告」に掲げる入札参加資格のない方が行った入札

イ. 1物品につき、1人で2つ以上のログインIDを使用して行った入札

ウ. 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した方の入札

エ. 前号に定めるもののほか、本ガイドライン、「邑楽町インターネット公有財産売却説明書」および「入札公告」に規定する入札に関する条項に違反した方の入札

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、邑楽町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

邑楽町は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 邑楽町から落札者への連絡

落札者には、邑楽町から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ当該連絡をします。

・邑楽町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変

更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、邑楽町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、落札を無効とし、入札保証金または契約保証金を没収し、返還しません。

- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、邑楽町に連絡する際や邑楽町に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件など 1. 公有財産売却の参加条件に規定する要件に該当する者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3. 売買契約の締結など

(1) 邑楽町は、落札者に対し、落札決定の通知後速やかに町有財産売買契約書2部を郵送します。

(2) 落札者は、原則として、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければなりません。

- ・落札者は、邑楽町が送付する契約書2部に自署のうえ押印し（日付を記入しないこと）、また、契約書1部に契約金額（落札者が入札した金額とします。）に応じた収入印紙を貼付、消印し、2部とも邑楽町あて返送してください。なお、収入印紙が貼付された契約書を邑楽町の保管用とします。
- ・共同入札者が落札者となった場合は、売買契約書の契約者は、共同入札者全員となりますので、全員が連名で自署のうえ押印してください。
- ・落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合には、当該落札は効力を失い、落札者が納付した入札保証金は邑楽町に帰属し、返還しません。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。

(3) 落札金額等の条件により、契約書に代わり請書を徴する場合や契約書を省略する場合があります。

(4) 落札者が納付した入札保証金は、落札者からの契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書の提出に基づき契約保証金に全額充当し、また、売買契約の締結かつ落札者からの契約保証金売払代金充当依頼書の提出に基づき売払代金に全額充当します。

(5) 売却の決定の取り消し

落札者が公有財産売却に参加できない者（本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件など 1. 公有財産売却の参加条件に規定する要件に該当する者

等) の場合には、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金又は契約保証金は町に帰属し、返還しません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、原則として、契約の締結の翌日から20日以内に（納付期限までに邑楽町が納付を確認できることが必要です。）売払代金の残金を一括して納付してください。ただし、入札公告に残金納付期限を記載した場合は、入札公告に記載された残金納付期限までに売払代金の残金を一括して納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

ア. 邑楽町が発行する納入通知書による銀行振込で納付する場合

売払代金の残金は、物件ごとに邑楽町が発行する納入通知書により邑楽町が指定する金融機関に納付してください。なお、納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

邑楽町が指定する金融機関については、下記を参照してください。

株式会社群馬銀行

株式会社足利銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社東和銀行

館林信用金庫

ぐんまみらい信用組合

邑楽館林農業協同組合

中央労働金庫

足利小山信用金庫

イ. 口座振込により納付する場合

指定する金融機関での納付が難しい場合は、邑楽町から振込口座を電子メールなどにより連絡しますので、売払代金の残金を物件ごとにインターネットバンキングによる振込、銀行窓口の「電信扱い」による振込で当該口座に

売払代金の残金を納付してください。なお、納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

5. 入札保証金等の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。入札保証金に利息は付しません。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の銀行口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

入札保証金には利息は付しません。

(2) 契約保証金の返還

落札者が納付した契約保証金で、売払代金に充当されない契約保証金は、売払代金全額が納付された後に返還します。

返還方法は、落札者（契約保証金還付請求書兼口座振込依頼書）が指定する落札者名義の銀行の口座への振込となります。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者が指定する代表者名義の銀行の口座となります。

なお、契約保証金の返還には、売却代金全額が納付された後4週間程度要することがあります。

契約保証金には利息は付しません。

第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。邑楽町において、売払代金の納付を確認後、落札者に次の条件で引渡しを行います。なお、不動産を除く売払物件の引渡しは、原則として開庁時間内に邑楽町の指定場所で直接引渡しを行います。引渡しの際に必要な費用は、落札者の負担となります。

2. 権利移転（引渡し）の手続きについて

【不動産の場合】

(1) 権利移転の手続きについて

ア. 売払代金の残金を納付した後5日以内に、次の書類を提出してください。なお、売払代金の残金納付期限は、原則として契約締結の翌日から20日以内となりますが、入札公告に残金納付期限を記載した場合は、入札公告に記載された残金納付期限とします。

a. 邑楽町が送付した「所有権移転登記嘱託請求書」に必要事項を記入、押印したもの

b. 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（登録免許税の金額は判明次第落札者に連絡します。）

c. その他所有権移転登記に必要な書類（必要な書類がある場合には、お知らせします。）

イ. 共同入札の場合は、売買代金の残金を納付した後に、共同入札者全員が記名、押印し、必要事項を記入した所有権移転登記嘱託請求書を提出（郵送可）してください。

ウ. 上記(1)の書類などを邑楽町が受領してから所有権移転の登記が完了するまで、1か月半程度の期間を要することがあります。

エ. 登記が完了しましたら、登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）および全部事項証明書（写し）を郵送等しますので、受け取り後「受領書」を返送等してください。

(2) 注意事項

ア. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

イ. 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

ウ. 落札者は、落札した物件を契約締結後5年を経過する日まで、次にかかげ

るものの用に供し、またはこれらの用に供せられることを知りながら第三者に譲渡し、または貸与してはなりません。

a. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等の用に供してはならないこと。

b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供してはならないこと。

(3) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア. 売払物件の引渡しは現状有姿で行いますので、以降にかかる工事費等（建築に係る擁壁、地盤改良、汚水桝の位置変更、水道の引き込みなど）はすべて落札者の負担となります。

イ. 所有権移転などの登記を行う際は、収入印紙などが必要となります。売払代金の残金を納付後、収入印紙などを邑楽町に直接持参するか郵送してください。

(4) 落札者は、売払物件の所有権移転登記完了前に地上権、賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定し、第三者に譲渡し、または物件を設置することはできません。

(5) 共同入札者が落札者となった場合は、基本的には前各号と同様ですが、下記の部分につきましては相違しますので、ご注意ください。

- ・ 売買契約書の契約者は、共同入札者全員の連名となります。
- ・ (1) のアの所有権移転登記嘱託請求書は、共同入札者全員が記載したものを提出してください。
- ・ (1) のエの登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）および全部事項証明書（写し）は共同入札代表者に送付しますので、「受領書」は共同入札代表者名で作成してください。
- ・ (1) のアのbの登録免許税を納付したことを証する納付証明書を提出される場合は合計額1通で構いません。

【動産（自動車を除く）の場合】

(1) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア. 売払物件の引渡しは売払代金の納付時の現状有姿で行います。

イ. 引き取りに来る際は、落札者の本人確認のため、次の書面および受領書用の印鑑を持参ください。落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「ウ. 代理人の方が引取に来られるとき」に準じて行ってください。

- ・ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、住民票など本人確認及び住所を証する書面）

・ 邑楽町から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したものの、代理人の方が引取りに来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」、「邑楽町より落札者へ送付した電子メールを印刷したもの」「委任状」および代理人の方の印鑑を持参ください。

・ 落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受ける場合も代理人となります。

・ 落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、邑楽町に事前に受け取る期日、配送業者名を通知してください。また、受け取りの際に、当該配送業者などに「社員証」または本人確認ができるもの（運転免許証など）を提示するよう伝えてください。

・ 物件の大きさ、重さ、配送先、極端に重い物件や大きな物件、壊れやすい物件などの条件によっては、配送費が高額となる場合があります（配送費用の額については、邑楽町ではお答えできませんので、専門業者にご確認ください）。

・ 配送途中の事故などによって売払物件が、破損、紛失などの被害を受けても、邑楽町は一切の責任を負いません（代理人による受け取りや配送業者などが受け取る場合も同様です）。

・ 配送に要する費用（梱包費等含む。）は落札者の負担となります。

(2) 注意事項

ア. 売払物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付をご希望の場合は、落札者自身が配送業者などに依頼して対応してください。

イ. 引渡しなどに要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売払物件が破損、紛失などの被害を受けても邑楽町は一切の責任を負いません。

ウ. 所有権の移転に伴う費用は落札者の負担となります。

エ. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

オ. 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

【動産（自動車）の場合】

(1) 権利移転の手続きについて

落札決定後、車両に記載の「マーク」などをペンキ塗装等により抹消します（ムラになる場合や、その他の文字が残る場合があります）。

その後、邑楽町において「一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止。以下同じです）」を行う場合があります。「一時抹消登録」をしますと車検の有効期間があっても無効となりますので、再度使用する場合に自賠責保険の加入

や車検を受けるとともに、一時抹消登録後の再登録手続き（「中古新規登録」など）が必要になります。

登録手続きに必要な書類をお渡ししますので、落札者において登録手続きを行ってください。

(2) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア. 売払物件の引渡しは売払代金納付時の現状有姿で行います。

引渡し時に「譲渡証明書」「登録識別情報等通知書（軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書）」および「再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）」をお渡しします。

なお、譲渡証明書に記載する譲受人は落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

イ. 引取りに来る際は、落札者本人確認のため、以下の書面および受領書用印鑑を持参ください。落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「エ. 代理人の方が引取に来られるとき」に準じて行ってください。

- ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、住民票など本人確認及び住所を証する書面

- ・邑楽町から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

ウ. 代理人の方が引取に来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」、「邑楽町より落札者へ送付した電子メールを印刷したもの」「委任状」および代理人の方の印鑑を持参ください。

- ・落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受ける場合も代理人となります。

- ・落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、邑楽町に事前に受け取る期日、配送業者名を通知してください。受け取りの際に、当該配送業者などに「社員証」または本人確認ができるもの（運転免許証など）を提示するよう伝えてください。

エ. 権利移転に伴う費用（自動車車検登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）や自賠責保険料、車両検査料などはすべて落札者の負担となります。

(3) 注意事項

ア. 売払物件の輸送依頼はお受けしておりませんので、輸送をご希望の場合は、落札者自身が輸送業者などに依頼して対応してください。

イ. 引渡しなどに要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売払物件が破損、紛失などの被害を受けても邑楽町は一切の責任を負いません。

ウ. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできま

せん。

エ. 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

オ. 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

カ. 車両が一時抹消登録してある場合は、ナンバープレートは取り外されています。お引取りの際は、必要に応じて「自動車臨時運行許可番号標」を走行経路の市区町村に申請し、許可を得る必要があります。詳しくは管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所にご確認ください。

3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など邑楽町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります（とりまとめて購入した場合は1通で構いません）。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）

第6 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」といいます。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場

合、邑楽町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、邑楽町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、邑楽町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、邑楽町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、邑楽町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、邑楽町は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず邑楽町は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

邑楽町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、邑楽町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、邑楽町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、邑楽町に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 邑楽町インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

邑楽町は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、邑楽町は売却システム上に掲載することにより公表します。

改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、邑楽町が掲載したものでない情報については、邑楽町インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

※ インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

※ クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」といいます。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。